

公益社団法人芦屋市シルバー人材センター適正就業基準

(目的)

第1条 この基準は、公益社団法人芦屋市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員就業規程に基づき、会員の適正就業及び安全就業並びに公平な就業機会を確保することを目的とする。

(就業時間)

第2条 会員の就業日数及び就業時間数の限度は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「臨時的かつ短期的な就業」については、おおむね月10日程度とする。ただし、1日の就業時間は、会員の健康と福祉を考慮し、原則として8時間以内とする。
- (2) 「軽易な業務」については、おおむね週20時間を超えない程度とする。ただし、1日の就業時間は会員の健康と福祉を考慮し、原則として1日8時間以内、月間100時間未満とする。

(継続就業会員の就業)

第3条 同一職種、同一就業先に年間を通じて就業する会員（以下「継続就業会員」という。）の就業期間は、原則として5年を限度とし、他の会員と交替するものとする。ただし、後任者がいない等のやむを得ない事情があると判断される場合は、この限りでない。

- 2 継続就業会員が何らかの理由により就業できない期間がおおむね1月を超える場合は就業を中止し、他の会員と交替するものとする。

(自動車運転)

第4条 会員が自動車運転業務に就業する場合は、次の各号のとおりとする。

- (1) 発注者が提供する自動車の運転業務に就業する場合は、満70歳までとし、当該運転業務に就業した会員は満70歳に到達した年度の年度末に就業を中止し、他の会員と交替するものとする。ただし、当該発注者から特に延長要望がある場合は、安全・適正就業推進委員会に諮り、1年を限度に延長できるものとする。

(令和4年4月1日改正)

- (2) センターが提供する自動車の運転業務に就業する場合は、満75歳までとし、当該運転業務に就業した会員は満75歳に到達した年度の年度末に就業を中止し、他の会員と交替するものとする。

(就業の中止)

第5条 会員が次の各号に該当する場合は、就業を中止させることができる。

- (1) 当該就業が、本人の健康と福祉に反すると判断される場合
- (2) 健康上や就業状態から就業先に対し責任を果たしていないと判断される場合
- (3) 発注者から就業中止の申し入れがある場合
- (4) 市民や発注者等への接遇態度等に適性を欠く場合

- (5) 就業規則を守らず、就業の秩序を乱す場合
- (6) 交通事故や作業上の事故により、第三者や会員等に損害を与えた場合
- (7) その他就業の安全と事業の適正な運営に支障があると判断される場合
(就業復帰)

第6条 会員が病気又は怪我等による療養の理由で就業を停止し、一定期間経過後に就業復帰する場合、必要により医師の意見書等の提出を求めることができる。
(健康診断の受診)

第7条 会員が自動車運転業務又は乳幼児に係る子育て支援業務に従事する場合は、市民検診などの健康診断を受け、異常のないことを確認しなければならない。
(委 任)

第8条 この基準に定めのない事項については、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この基準は、平成18年9月1日から施行する。
- 2 第2条から第5条までの規定は、平成19年4月1日から適用する。
- 3 第3条第1項に規定する就業期間については、平成19年4月1日から起算するものとする。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。